

産前産後期間相当分の国民健康保険税・国民年金保険料が免除されます！

国民健康保険税の免除について 【国保年金課国保税係 20 番窓口 電話 232-9526】

対象となる方・受付期間

- 国民健康保険被保険者で令和 5 年 11 月 1 日以降に出産（または出産予定）の方
妊娠 85 日（4 か月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産および人工妊娠
中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の 6 カ月前から届け出ができます。出産後の届け出も可能です。

届出に必要な書類

- 届出書（国保年金課のホームページよりダウンロード可）
- 出産前の場合は，母子健康手帳の表紙と出産予定日がわかるページのコピー
出産後で水戸市で親子関係が確認できる場合は不要です。

※別世帯の子の場合，出生証明書など親子関係が確認できる書類のコピーが必要です。

届出先（郵送可）

国保年金課**国保税係**（〒310-8610 水戸市中央 1-4-1），赤塚・常澄・内原出張所

国民年金保険料の免除について 【国保年金課国民年金係 24 番窓口 電話 232-9529】

対象となる方・受付期間

- 国民年金第 1 号被保険者で平成 31 年 2 月 1 日以降に出産（または出産予定）の方
妊娠 85 日（4 か月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産および人工妊娠
中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の 6 カ月前から届け出ができます。出産後の届け出も可能です。

届出に必要な書類

- 申出書（日本年金機構のホームページよりダウンロード可）
- 出産前の場合は，母子健康手帳の表紙と出産予定日がわかるページのコピー
出産後で水戸市で親子関係が確認できる場合は不要です。

※別世帯の子の場合，出生証明書など親子関係が確認できる書類のコピーが必要です。

- 基礎年金番号通知書または年金手帳（郵送の場合は不要）
- 運転免許証やマイナンバーカードなど身元確認書類（申出書に個人番号を記入し
郵送する場合は，マイナンバーカードの表・裏両面のコピー）

届出先（郵送可）

国保年金課**国民年金係**（〒310-8610 水戸市中央 1-4-1），赤塚・常澄・内原出張所

免除対象（国民健康保険税，国民年金保険料共通）

出産予定月（または出産月）の前月から 2 カ月後までの 4 カ月について，出産する
方の国民健康保険税と国民年金保険料が免除されます。多胎妊娠（二人以上の赤ちゃん
を同時に妊娠）の場合は，出産予定月（または出産月）の 3 カ月前から 2 カ月後までの
6 カ月について免除されます。

	3 カ月前	2 カ月前	1 カ月前	出産予定月 出産月	1 カ月後	2 カ月後	3 カ月後
単胎妊娠の方							
多胎妊娠の方							